

# 受注型企画旅行取引条件説明書面・契約書面（国内旅行）

— この旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書」及び同法第12条の5に定める「契約書面」の一部になります —  
(お申込みの際は、必ず本旅行条件書を十分お読み下さい)

この旅行は、沖縄旅行JP(オキナワリョコウドットジェイピー)(沖縄県豊見城市宜保2-6-7 豊和マンション408号、沖縄県知事登録旅行業第3種401号 以下「当社」といいます)がお客様からの依頼により、旅行の目的地および日程、お客様が提供を受けることができる運送等サービスの内容ならびにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施する旅行契約をいい、お客様は当社と受注型企画旅行契約(以下、「契約」といいます)を締結することになります。

## 1. 契約の申込み

- (1) 当社がお客様に交付した企画の内容に関し契約を申し込もうとするお客様は、当社所定の申込書に所定の事項を記入のうえ、当社が別に定める金額の申込金とともに当社に提出していただきます。
- (2) 身体に傷害をお持ちの方、健康を害している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方、その他特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲内これに応じます。  
なお、お客様からのお申し出にもとづき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。
- (3) 当社は、団体・グループを構成するお客様の代表としての契約責任者から旅行申し込みがあった場合、契約の締結および解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
- (4) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (5) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (6) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

## 2. 契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合において、契約の締結に応じないことがあります。

- (1) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
- (2) 当社の業務上の都合があるとき。
- (3) 通信契約を締結しようとする場合であって、お客様がお持ちのクレジットカードが無効である等、お客様が旅行代金等に係る債務の一部または全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。

## 3. 契約の成立時期

- (1) 契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理したときに成立するものとします。
- (2) 当社は、契約責任者と契約を締結する場合、書面による特約をもって申込金の支払いを受けることなく契約の申込みを受けることがあります。この場合、契約の成立の時期は、当該特約書面を交付したときに成立いたします。
- (3) 申込金は、旅行代金、取消料、その他お客様が当社に支払う金銭の一部に充当します。
- (4) 通信契約は、(1)の規定にかかわらず、お客様の申込みを受けて、当社が当該申し込みを承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。ただし、当該契約において電子承諾通知を発する場合は、当該通知がお客様に到達した時に成立するものとします。

## 4. 契約書面の交付

- (1) 当社は、契約の成立後速やかに、お客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。
- (2) 契約書面を交付した場合において、当社が企画旅行契約により手配し、旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。

## 5. 確定書面

- (1) 契約書面において、確定された旅行日程および運送もしくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関および表示上必要な運送機関の名称を列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に契約の申し込みがなされた場合にあっては、旅行開始日）までの当該契約書面に定める日までに、これらの確定状況を記載した確定書面を交付します。
- (2) 前項の場合において、手配状況の確認を希望するお客様から問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。
- (3) 確定書面を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

## 6. 旅行代金の支払時期と旅行代金の変更

- (1) 旅行代金の額は、受注型企画旅行の企画書面に記載します。旅行代金は、旅行出発日までの当社が定める期日までにお支払いください。
- (2) 利用する運送機関の運賃・料金が企画書面に記載した基準日において有効な公示されている適用運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改定された時は、その差額だけ旅行代金を増額又は減額することがあります。当社は、旅行代金を増額する場合は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって15日に当たる日より前に通知するものとし、この場合、お客様は旅行開始日前に企画料金をまたは取消料を支払うことなく契約を解除することができます。適用運賃・料金が減額された場合は、その差額だけ旅行代金を減額します。
- (3) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、契約成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

## 7. 契約内容の変更

- (1) お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。
- (2) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービス

の提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他、旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に理由を説明します。

## 8. 旅行契約の解除

(1) お客様から企画料金または取消料をいただく場合

- ①お客様は、企画書面記載の企画料金または取消料を支払って、旅行契約を解除することができます。
- ②当社の責任とならないローンの手続き等の事由によるお取消しの場合も記載の企画料金または取消料をいただきます。

(2) お客様から企画料金または取消料をいただかない場合

お客様は次に掲げる場合において、旅行開始前に企画料金または取消料を支払うことなく契約を解除することができます。

①旅行契約内容に以下に例示するような重要な変更が行われたとき。

- a. 旅行開始日又は終了日の変更
- b. 入場する観光地、観光施設、その他旅行の目的地の変更
- c. 運送機関の種類又は会社名の変更
- d. 運送機関の「設備及び等級」のより低いものへの変更
- e. 本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更
- f. 宿泊機関の種類又は名称の変更
- g. 宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更

②旅行代金が増額されたとき。

③公共的機関の発した情報など客観的な情報から、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。

④当社がお客様に対し、期日までに確定書面を交付しなかったとき。

⑤当社の責に帰すべき事由が生じた場合において契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

⑥旅行開始後において、お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき、または当社がその旨を告げたとき。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合には、旅行代金のうち旅行サービスを受領することができなくなった部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他すでに支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

## 9. 当社の責任

(1) 当社は当社または当社の手配代行者が故意または過失によりお客様に損害を与えた場合は、当該損害を賠償します。

(2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、(1)の場合を除き、当該損害を賠償する責任を負うものではありません。

(3) 当社は、手荷物について生じた損害については、損害発生の翌日から起算して、国内旅行にあっては14日以内に、当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度（当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

## 10. 特別補償

(1) 当社は、お客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命または手荷物に被った一定の損害について、当社旅行業約款特別補償規定により、以下の金額の範囲内において、補償金または見舞金を支払います。

- ①死亡補償金：1500万円
- ②後遺障害補償金：程度に応じて死亡補償金の3%から100%の金額
- ③入院見舞金：入院日数により2万円から20万円
- ④通院見舞金：入院日数により1万円から5万円（3日以上の医師治療のための通院）
- ⑤携行品損害補償金：お客様1名につき15万円を限度  
ただし、補償対象品の1個または1対については10万円を限度とします。

(2) 当該企画旅行日程において、お客様が当社の手配に係る旅行サービスの提供を一切受けない日が定められている場合において、その旨及び当該日に生じた事故による生命、身体または手荷物の損害については、補償金および見舞金の支払いが行われない旨について契約書面に明示したときは、当該日は「旅行参加中」とはいたしません。

## 11. 旅程保証

旅行日程に変更が行われた場合は、当社旅行業約款受注型企画旅行契約の部の規定により、その変更の内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約について支払われる変更補償金の額が1000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。

## 12. 取消料

旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取り消された場合には旅行代金に対してお一人様につき下記の料率で取消料をお支払いいただきます。

取消申出時期	取消料
以下に掲げる場合以外の場合（企画料金に相当する金額）	旅行代金の10%から20%以内
旅行開始日の20日目(日帰りは10日目)にあたる日から8日目にあたる日	旅行代金の20%
旅行開始日の7日目あたる日から2日目にあたる日	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日	旅行代金の50%
旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の100%

※パッケージ（航空券+宿泊）以外のツアーで航空機を利用する場合、eチケットを発券済の場合は、当社販売額の約50%を別途航空券取消料をお支払い頂く場合がございます。貸切船舶を利用する場合は、当該船舶に係る取消料の規程によります。

## 13. 当社の責任

(1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときには、その損害を賠償する責に任じます。但し、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった時に限ります。尚、手荷物の場合はその損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お客様1名につき最高15万円を限度として賠償いたします（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます）。

(2) 当社お客様が次の例示するような事由により損害を被られたときには上記の責任を負うものではありません。

ア. 天災地変、戦乱、暴動、又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

イ. 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

ウ. 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

エ. 自由行動中の事故

オ. 食中毒

カ. 盗難・詐欺等の犯罪行為

キ. 運送・宿泊機関等の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

(3) 現金、貴重品、重要書類、撮影済みフィルム、その他これら等については賠償の責を負うものではありません。

#### 14. 特別補償

当社は第13項(1)の規定に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず特別補償規定により、お客様が受注型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物上に被られた一定の損害につきましては、損害賠償金をお支払いいたします。

#### 15. 旅程補償

(1) 当社お別表下欄に掲げる契約内容に重要な変更が生じた場合は、旅行代金の同表に記載する率を乗じた変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお支払いいたします。

但し、当該変更については当社に前11項の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合にはこの限りではありません。

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件当りの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設	1.0%	2.0%
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 (変更後の等級及び設備の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0%	2.0%
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
6. 契約書面の記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観の変更	1.0%	2.0%
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
8. 上記に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

(2) 当社は、次にあげる事由による変更については、変更補償金をお支払いいたしません。

(A) 天災地変、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、遅延等当社の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者生命又は身体の安全確保の必要な措置としての変更。

(B) 募集型企画旅行が解散された時の当該解散された部分に係る変更。

(3) 当社がお客様にお支払いする変更補償金の額、お客様1名に対して旅行代金に15%を乗じて得た額を上限とします。又、変更補償金の額が千円未満である時は、当社は変更補償金をお支払いいたしません。

(4) 当社が変更補償金をお支払いした後、当該変更について当社に責任が発生することが明らかになった場合には、当社が既にお客様にお支払いした変更補償金を差し引いた額を損害賠償金としてお支払いいたします。

#### 16. お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を受けた場合は、当社お客様から損害賠償金を申し受けます。

#### 17. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件書の基準日と旅行代金の基準日については、企画書等に明示した日となります。

#### 18. 個人情報の取扱い

(1) 個人情報に対する方針

当社は個人情報保護法の趣旨を基本とし、お客様の個人情報を保護するため個人情報保護方針を定め、お客様の個人情報について厳重に管理の下取り扱わせていただきます。

(2) 個人情報とは

当社が保有している個人情報 (以下「個人情報」といいます) とは、お客様が当社旅行をお申込みになる際の申込書や電話による受注等により入手した情報です。

(3) 個人情報の利用目的

(A) 当社及び受託旅行者 (販売店) は「個人情報」について、お客様との連絡のために利用させていただき、お客様がお申込みいただいた旅行において各施設等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続き等に利用させていただきます。

(B) 当社は、当社の商品及びサービス・キャンペーン等のご案内をするために当社からのダイレクトメール等の発送に「個人情報」を利用させていただく場合があります。

(4) お問い合わせ窓口

沖縄旅行ドットジェイピー

電話番号 0120-979-190 ※受付時間 9:30~17:30 (土・日・祝及び年末年始定休)

〒901-0244 沖縄県豊見城市宜保2丁目6番地の7 URL・・・www.okinawaryokou.jp/

個人情報に関するお問い合わせ等については、当社ホームページ上の《個人情報の取組みについて》に記載しております。

#### 19. 通信契約により旅行契約を締結されるお客様との旅行条件

当社は、当社らが提携するクレジットカード会社 (以下「提携会社」といいます) のカード会員 (以下「会員」といいます) より、所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金、取消料等のお支払いを受けることを条件に、お客様から電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申込みを受けて旅行契約を締結することがあります。通信契約による旅行条件は一部を除き本旅行条件書に準拠いたします。

#### 20. その他

この旅行条件書の定めのない事項は、当社受注型企画旅行約款 (旅行約款) によります。